

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるたら固定式刺し網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和3年7月29日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
たら固定式刺し網漁業	白糠A海域	浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、北緯42度59分48秒東経144度13分23秒(日本測地系:北緯42度59分39秒東経144度13分38秒)から162度00分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域(沖合底びき網漁業禁止区域)の線以北の海域	毎年、10月1日から翌年3月31日まで	8隻	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和3年8月1日から令和3年8月31日まで 1. この公示に係る許可の有効期限は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。 2. この公示に係る起業の認可の有効期限は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。 3. この公示に係る申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公示に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付すことがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設する刺し網の長さは、次のとおりでなければならない。 ア 白糠A海域及び白糠B海域 合計7,200メートル以内 イ 釧路・昆布森海域 7,200メートル以内 ウ 厚岸・浜中海域 5,520メートル以内 (3)使用する漁具の網目は、結節から結節までの長さが80ミリメートル以上でなければならない。 (4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。
	白糠B海域	浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、北緯42度59分48秒東経144度13分23秒(日本測地系:北緯42度59分39秒東経144度13分38秒)から162度00分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域(沖合底びき網漁業禁止区域)の線以南の海域	毎年、11月15日から翌年3月31日まで				
	釧路・昆布森海域	次の点1から162度00分の線以東、点2、点3、点4、点5を結ぶ線及び点5から170度00分の線以西の海域 点1 北緯42度59分48秒東経144度13分23秒 (日本測地系:北緯42度59分39秒東経144度13分38秒) 点2 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点3 点2と大黒島南端を結んだ線上、点2から4,500メートルの点 点4 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点 点5 点4から152度30分10,000メートルの点	毎年、10月1日から翌年3月31日まで	43隻			
	厚岸・浜中海域	次の点1、点2、点3、点4を結ぶ線及び点4から170度00分の線以東、点5、点6、点7を結ぶ線及び点7から162度30分の線以西の海域 点1 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点2 点1と大黒島南端を結んだ線上、点1から4,500メートルの点 点3 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点 点4 点3から152度30分10,000メートルの点	毎年、10月1日から翌年2月末日まで	41隻			